

(平成21年11月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和46年4月16日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については10万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和8年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年2月16日から46年4月16日まで

私は、昭和32年にA社に入社以来、平成20年に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、社会保険事務所に確認したところ、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。申立期間についても勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における退職証明書、経歴書及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が昭和32年4月6日から63年6月28日まで、同社及びそのグループ企業に継続して勤務(昭和63年6月28日から平成20年6月30日までは同社役員)していたことが認められる。

また、A社が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、昭和46年4月16日にグループ企業であるB社C工場で厚生年金保険被保険者資格を喪失したことが確認でき、申立人は、申立期間中も厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

さらに、当該通知書には、昭和46年5月12日付けの社会保険事務所の受付印及び確認印が押されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断するとB社C工場は、申立人が、昭和46年4月16日付けで厚生年金保険の被保険者

資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の記録から、10万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和33年1月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円にすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年12月16日から33年1月16日まで
私は、昭和24年4月20日から54年2月15日までの間、一度も退職することなくA社に勤務していた。

申立期間について、関連会社に異動した時期ではあるが離職したことは無いのに、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

申立期間について、継続して勤めていたことは間違いないので厚生年金保険の加入記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した退職証明書、労働者名簿及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が、昭和24年4月20日から54年2月15日までの間、継続して同社及びそのグループ企業に勤務していたことが確認できるとともに、この労働者名簿により、申立人は同社B工場から同社C工場へ33年1月16日付けで異動していることが確認できる。

また、A社は、「当社B工場から提出された資格喪失届は誤りで、資格喪失日は、昭和32年12月16日ではなく33年1月16日が正しく、この間も厚生年金保険料を控除しないことは無い。」と回答していることから判断すると、

申立人は33年1月16日付けで同社B工場から同社C工場に異動し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和32年11月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、A社では、当時の関係書類は保管していないため、詳細は不明としているが、同社は資格喪失届の誤りを認めており、社会保険事務所保管の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の同社B工場での資格喪失日が昭和32年12月16日と、異動後の同社C工場での資格取得日が33年1月16日と記載されていることが確認できることから、事業主が資格喪失日を32年12月16日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月分の厚生年金保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から44年7月までの期間及び46年2月から47年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年1月から44年7月まで
② 昭和46年2月から47年5月まで

私は、申立期間①及び②当時について、詳しい時期は全く覚えていないが、A市内に居住しており、国民年金の加入手続はその都度、A市役所の窓口で行い、その際、手帳ではなくハガキより小さい証書のようなカードをもらったことを覚えている。

その後は、毎月通知書が届き、その都度同市役所B支所に行き、納付書で保険料を納付していたが、納付時期、金額については全く覚えておらず、領収書等の関係資料も無い。

申立期間当時は、いずれも私がそれまで勤めていたCを退職した時期で失業期間中であつたが、家族は妻と幼児2人がおり、幼児期は病気に罹りやすいため健康保険証は日常生活の中では必須で、失業期間に無保険での生活は到底考えられない。

特別便が来るまでは、国民年金保険料はすべて納付していると思っていたので、国民年金が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録により、申立人の基礎年金番号は、平成9年1月1日にそれまで加入していた厚生年金保険記号番号が付番されていることが確認できるのみであり、また、社会保険事務所に保管された国民年金手帳記号番号払出簿においても申立期間及びその前後に欠番は無い上、申立人が申立期間当時居住していたとするA市において、国民年金に加入していたことをうかがわせる記録が無く、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人は昭和41年12月及び46年1月に厚生年金保険の被保険者資

格を喪失後、国民年金の加入手続を行っていなかったものと推認され、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、「A市役所の窓口では、国民年金の加入手続時に、手帳ではなく、ハガキより小さいカードをもらい、その後、毎月通知書が届き、毎月支所で納付書により保険料を納付した。」と主張しているが、A市での申立期間①及び②の一部期間の納付方式は、印紙検認方式であったと考えられ、当該期間に国民年金に加入した場合、国民年金手帳が交付され、保険料については、年4回に分けて、3か月分ずつ納付することとされていたものと考えられることから、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から46年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年10月から46年9月まで
昭和50年8月ごろ、夫婦で、銀行で引き出した30万円を持って、A市役所へ行き、夫が国民年金の加入手続を行い、二人分の保険料を一括して納付した。その間、私は、車の中で待っており、夫が戻ってきた時に手帳を2冊もらったことをはっきり覚えているので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和50年8月ごろに申立期間の国民年金保険料をA市役所で一括納付した。」と主張しているが、社会保険事務所保管の国民年金被保険者台帳により、申立人は、昭和50年8月28日、B市で国民年金に任意加入していることが確認できる上、申立期間の大部分は、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者期間であったことが確認できることから、申立人は、A市で申立期間の国民年金保険料を過年度納付することができなかったものと考えられ、申立人の主張には不自然さが見られる。

また、申立人は、昭和61年3月にB市からA市に国民年金の住所変更を行っており、この時点では申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、特例納付の実施期間でもない。

さらに、A市の記録により、申立人は、昭和60年度及び昭和61年10月から62年3月までの夫婦二人分の国民年金保険料24万6,960円を過年度納付していることが確認でき、申立人が「30万円を持参し、A市役所で一括納付した。」とする保険料は、当該保険料であると推認され、申立人は保険料を一括納付した時期を誤認している可能性がうかがえる。

加えて、申立人及びその夫が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに

申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年ごろから38年4月まで
② 昭和45年7月から46年8月まで
③ 昭和54年4月から58年3月まで

私は、それまで勤めていた会社を退職した後の昭和36年ごろA社に入社し、45年4月ごろまで勤めていたが、社会保険庁の記録では申立期間①の厚生年金保険加入記録が無いことが分かった。

同社を辞めた後は実家のあるB市に帰り、昭和45年7月からC社に入社し、店頭販売を行っていた。

C社はD社に名称が変わり、職種も辞める何年か前に店頭販売から外商になり、昭和58年3月ごろ、50歳くらいで退職したが、社会保険庁の記録では申立期間②及び③の加入記録が無いことが分かった。

いずれの事業所でも給料から厚生年金保険料を引かれていた記憶があるので、すべての申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社が保管する労働者名簿により、申立人は昭和38年5月8日に入社し、45年5月21日に退社していること、及び雇用保険の被保険者記録により、38年5月8日から45年5月20日までの期間、A社での勤務が確認できるものの、申立期間①についての在職が確認できない。

また、同社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届に記載された被保険者資格の取得日は、社会保険庁に記録されている資格取得日である昭

和 38 年 5 月 8 日と同日であることが確認できる。

さらに、申立人は、「申立ての事業所には先に入社していた甥の紹介で入社した。」と述べているが、その甥は申立期間①の終了間際である昭和 38 年 3 月 5 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

- 2 申立期間②及び③については、申立人は、「昭和 45 年 7 月から C 社に勤め始め、58 年 3 月ごろに 50 歳くらいで退職した。」と申し立てているが、雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立ての事業所において被保険者となった日が昭和 46 年 9 月 1 日、離職日が 54 年 3 月 31 日であることが確認でき、この期間は社会保険庁のオンライン記録で確認できる厚生年金保険の被保険者期間ともほぼ一致しており、申立期間②及び③については在職が確認できない。

また、申立期間②について、昭和 45 年 5 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格取得が確認できる同僚は、「申立人は私よりも 1 年から 2 年後に入社した。」と供述しており、申立人の主張を裏付けることができない。

さらに、申立期間③について、社会保険事務所保管の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人は、資格喪失日の約一か月後である昭和 54 年 5 月 14 日に健康保険証を返納するとともに、同年 7 月 1 日に B 市において国民健康保険に加入していることが確認できる。

加えて、申立ての事業所は全喪しており、人事記録、賃金台帳等の関係書類は無く、当時の事業主は既に死亡している上、当時の取締役から聴取しても、両申立期間における申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除状況等について供述が得られない。

- 3 これらすべての申立期間において、申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、すべての申立期間について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。